

平成25年(厚)第1201号

平成26年7月31日

主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

#### 第1 審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めることである。

#### 第2 審査請求に至る経緯

1 厚生年金保険法上の適用事業所で、〇〇建設業厚生年金基金(以下「本件基金」という。)の設立事業所であったa社(以下「本件事業所」という。)は、平成〇年〇月〇日午後〇時、〇〇地方裁判所において破産手続開始決定を受け、請求人が破産管財人に選任された。

2 本件基金は、本件事業所について、本件基金の厚生年金基金規約(以下「基金規約」という。)附則第23条第1項第2号、同第3号の事由に該当するとして、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、基金規約附則第23条第3項及び第23条の2の各規定に基づいて算定した特別掛金〇〇〇〇万〇〇〇〇円を納付するよう求める旨の納入告知(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、当審査会に対し、審査請求をしたものである。その不服の理由は、原処分は基金規約上の根拠に欠け、違法であるというものである。

#### 第3 当審査会の判断

1 本件基金は、同基金作成の当審査会あての意見書(平成〇年〇月〇日付)において、「a社は、平成〇年〇月〇日、事業を停止するとともに自己破産の申請をし、同年〇月〇日、破産手続開始決定がなされているから、当基金の規約附則第23条第1項第2号の「任意清算または自主廃業」の特別掛金の一括徴収事由に

該当する。また、当基金は、平成〇年〇月〇日(注：平成〇年〇月〇日の誤りと認める。)開催の第〇回代議員会(以下「本件代議員会」という。)において破産・倒産事業所については、任意清算または自主廃業に準じるものとして特別掛金を一括徴収することを再確認(注：「確認」と同趣旨の意と認める。)しているから、規約附則第23条第1項第3号の「その他上記の事由に準ずるものとして代議員会が認めた場合」の特別掛金の一括徴収事由にも該当する。」旨を主張しているため、この主張が妥当かどうかを以下検討する。

2 基金規約附則第23条第1項は、設立事業所が、① 設立事業所の事業主が本件基金あてに任意脱退を申し入れ代議員会が認めた場合(第1号)、② 事業の譲渡、合併(ただし、他の設立事業所との合併を除く。)、任意清算または自主廃業による場合(第2号)、③ その他上記の事由(注：第1号又は第2号の場合を指す。)に準ずるものとして代議員会が認めた場合、のいずれかに掲げる事由により脱退する場合(設立事業所でなくなった事業主の事業及び権利義務を承継する事業主が、引き続き本件基金の設立事業所の事業主として存続する場合を除く。)において脱退により生じる当該事業所に係る債務及び不足金の合計額を特別掛金として、当該事業所から一括して徴収するものとし、特別掛金として納入の告知を行う旨規定している。

3 前記1に記載したとおり、本件基金は、破産手続開始決定を受けた本件事業所の場合、基金規約附則第23条第1項第2号の「任意清算または自主廃業」に該当する旨を主張しているが、破産手続開始決定は、破産法第15条等の規定に基づき、債務者が支払不能又は債務超過にあるときに、債権者又は債務者の申立てにより、裁判所が決定するものであって、裁判所の公権的手続によってなされる点において任意清算又は自主廃業とは異なる他、債権者も破産手続開始の申立てを

行えることから明らかなおと、専ら債務者が任意に若しくは自主的に行うものである任意清算又は自主廃業とは性格を異にするものであるから、本件基金の上記主張は理由がない。

4 前記1に記載したとおり、本件基金は、本件代議員会において、破産・倒産事業所については、任意清算又は自主廃業に準ずるものとして特別掛金を一括徴収することを確認している旨を主張しているところ、本件基金が当審査会に提出した本件代議員会に係る会議録上、「議案第2号「特別掛金」の徴収に関する規約(案)について」、「A事務長より会議資料に基づき提案説明を行う。」、「B事務長 当議案につきましては、事務長の説明にもありますが平成〇年〇月〇日開催の第〇回理事会で集中審議を行っております。代議員の皆さんにも周知されていることと思います。各事業所におかれましてはがんじがらめのような感じということで大変ですが、健全化計画達成のための重要事項である、加入員数の減少を抑制するというご理解いただきたい。何か、ご意見ございますか。」、「議決に入り、議案第2号は挙手により賛成29人、反対0人で可決された。」との記載が存するのみであり、上記会議資料として本件代議員会に提出された「〇〇県建設業厚生年金基金第〇回代議員会次第」(以下「代議員会次第」という。)によれば、「議案第2号「特別掛金」の徴収に関する規約(案)について」として、「当厚生年金基金規約附則第23条改正は、厚生年金基金加入員の權益を守るため、以下の事由に基づき行うものです。」、「1.「健全化計画達成」と「これ以上の掛金引上げ抑制」のための重要事項の一つである加入員数の確保を図ること。また、加入員事業所より出されている『厚生年金基金加入員を関連会社に移すなどして掛金負担を免れる、「加入員の厚生年金基金未適用者への異動」防止を徹底すべし』との意見に沿うものであります。当厚生年金基金においては、これまでも

これら案件については代議員会に諮り適時対応してきたところですが関連事業を整備する必要があると判断しました。」などの記載が存し、新旧規約対照表として規約附則第23条第2項以下の条項が掲載されているが、同附則第23条第1項第3号に関して、破産・倒産事業所につき、任意清算又は自主廃業に準ずるものとして特別掛金を一括徴収することを確認する趣旨の記載は見当たらないから、本件代議員会において、設立事業所が破産手続開始決定を受けた場合、これを任意清算又は自主廃業に準ずるものとして特別掛金を一括徴収することを確認したものと認めることは相当でなく、また、本件記録上、本件代議員会以前の代議員会において、同趣旨の確認がなされたことを窺わせるようなものも存しないのであって、本件基金の上記主張は理由がない。本件基金は、代議員会次第に記載がなくても、本件代議員会で議決されたことに相違ない旨主張するが、代議員会における議決の有無という重要な事柄に関して、これを明確に裏付けるに足る資料もないままに、その存在を認めることはできない。なお、本件基金は、上記第〇回理事会に係る会議録上、「議案第2号 任意脱退に係る「特別掛金」の徴収に関する規約(案)について」として、「A事務長より会議資料に基づき提案説明を行う。」、「C理事 目的が足抜け防止であるなら、そのところをよく説明しないといけない。」、「A事務長 本改正は、これだけ払えば任意脱退できるというものではありません。基金規約などと、当厚生年金基金個別の財務状況によりこれまでどおり判断することには変わりはありません。当厚生年金基金は指定基金であり、健全化を達成しなければなりません。そのためには、加入員の減少がポイントとなります。ズル抜けなどされればその分さらなる掛金引上げにつながり達成の障害となる。これらを抑制するのが主目的です。また、事後においてこれら事実を確認できた場合は、代議員会

での議決をもって、最低積立基準額及びその他基金個別の状況（非流動性資産、指定基金）に基づく均等制的な負担も負っていただく場合もあります。また、総幹事会社からも言われている破産・倒産事業所への特別掛金請求は通常どの基金でも行っており、私が来てからは行っています。この部分の周知も必要で代議員会の議決が重要となります。」「B理事長 その辺を次回代議員会ではきちんと説明してください。」「A事務長 当規約改正の主旨より、代議員会には「特別掛金」の徴収に関する規約（案）について」として提案します。」「議決に入り、議案第2号は挙手により賛成13人で可決された。」との記載が存すること、及び、本件基金作成の「厚生年金基金規約附則23条に係る規約変更について（通知）」と題する書面や「〇〇建設基金だより [〇〇〇〇平成〇年〇月号]」と題する同基金の設立事業所あての書面上、「第〇〇回代議員会において、厚生年金基金規約附則23条が改正されました。附則23条改正は、厚生年金基金加入員の皆様の權益を守ること。また、いわゆる「ズル抜け」を防止するために、以下の事由に基づき行うものです。任意脱退を認めるという主旨ではないことをご確認いただきたいと思います。」「1.「健全化計画達成」と「これ以上の掛金引上げ抑制」のための重要事項の一つである加入員数の確保を図ること。加入員数の減少は随時に掛金引き上げを行うこととなる主要因となるものです。また、加入員事業所より出されている『厚生年金基金加入員を関連会社に移すなどして掛金負担を免れる、「加入員の厚生年金基金未適用者への異動」防止を徹底すべし』との意見に沿うものでもあります。当厚生年金基金においては、これまでこちらから案件については代議員会に諮り適時対応してきたところですが、関連事項を整備する必要があると判断しました。また、破産・倒産事業所分についても破産管財人等に請求を行うことを確認するも

のです。」との記載が存することをもって、本件代議員会において、設立事業所が破産手続開始決定を受けた場合、これを任意清算又は自主廃業に準ずるものとして特別掛金を一括徴収することを確認したことの傍証である旨を主張しているものと解されるが、これによれば、上記理事会において、理事長から、設立事業所が破産手続開始決定を受けた場合、これを任意清算又は自主廃業に準ずるものとして特別掛金を一括徴収することを含め、本件代議員会できちんと説明するようにとの指示がなされたことまでは認められるが、上記の各記載内容からは、規約附則第23条第1項第3号に関する議決としての趣旨が必ずしも明らかとはいえず、また、前述したように、代議員会の議決の有無に關して、それを明確に裏付ける資料のないままにその存在を認めるのは相当でないと考えられることを併せ勘案すると、上記の各記載の存することをもって、規約附則第23条第1項第3号に關して本件基金主張のような代議員会の議決がなされたことを証するものと認めることはできず、そうであれば、もとより、上記通知や基金だよりの記載をもって、本件基金の設立事業所を拘束するものともいえない。

また、本件基金は、本件事業所から、破産手続開始決定前の平成〇年〇月〇日に、日本年金機構宛に厚生年金保険の適用事業所の全喪届が提出されたことをもって、厚年法第138条第5項に定める「設立事業所が減少する場合」に該当するとして、同項の規定を根拠に本件の特別掛金を一括徴収することができるとも主張する。

厚生年金基金（以下、単に「基金」という。）は、加入員の老齡について給付を行うことで加入員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とし、設立事業所の事業主及びその該当事業所に使用される被保険者をもって組織する法人であり（厚年法第106条ないし第108条）、その運営は、当該基金が自主的に

行うことができるものであり、したがって、基金は、厚年法等の関係法令に規定されたところに拠り、その組織や業務に関する基本事項を定めるほか、年金等の給付、掛金及びその負担区分などについて、関係法令に反しない範囲で、個々の基金の実情に応じて基金独自の事項を定めることができるものとされているのである。そして、掛金については、厚年法第138条第1項が、基金は、基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付に関する事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収するとした上、同条第2項ないし第6項において、その算定方法、徴収方法及び徴収事由についての基準について定めており、第5項では、「基金の設立事業所が減少する場合（設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合その他の設立事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。）において、当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該基金は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、当該減少に係る設立事業所の事業主から掛金として一括して徴収するものとする。」として、設立事業所の減少に伴い、他の設立事業所の掛金が増加することとなる場合に、減少事業所の事業主から増加する掛金に相当する額を掛金として一括徴収することとしているのであるが、これも他の条項と同様に、その具体的な内容については基金の規約の定め委ねることを前提に、基金が規約を定める際に拠るべき基準として定められた規定であると解されるのであって、基金の規約に具体的な定めのない場合に、これらの厚年法の規定を直接の根拠として設立事業所やその事業主に義務や負担を課することは、原則として想定されていないものというべきである。特に、本件のような特

別掛金を含む掛金については、租税法律主義が直接に適用されるものではないとしても、設立事業所の事業主に納付義務を課し、強制的にこれを徴収してその義務の履行を図るものとされていることからすれば、租税法律主義の趣旨が及ぶべきものと考えられ、設立事業所や事業主の権利義務を明確化し、その法的安定性を保護する観点からも、その納付義務については基金の規約において具体的に定めることが求められるのであり、そうであれば、本件事業所の脱退がその破産によるものであることを否定できない本件において、本件の特別掛金について、本件基金の規約に具体的な定めがなく、あるいはその定め該当する代議員会の議決が認められないにもかかわらず、厚年法の一般的な規定をもって本件事業所の事業主にその納付義務を課すようなことは認められない。本件基金の前記主張は、請求人が主張するように、基金において特別掛金の徴収事由を規約において具体化している趣旨を無意味にし、設立事業所の法的地位を不安定にするものであり、採用することはできない。

5 以上のとおり、前記1記載の本件基金の主張はいずれも理由がなく、原処分は基金規約上の根拠に欠け、違法なものであるから、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。